

第4次むつ市国土利用計画（案）に対する修正意見等及び事務局案

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>〈目次〉</p> <p>第1章 <u>市土の利用</u>に関する基本構想</p> <p>第2章 <u>市土の利用区分</u>に応じた区分ごとの規模の<u>目標</u>及び<u>地域別</u>の概要</p> <p>第2章 第1節</p> <p>3 <u>市土の利用</u>区分</p> <p>第2章 第1節</p> <p>4 利用区分ごとの規模の<u>目標</u></p> <p>第3節</p> <p>8 多様な主体による市土管理の推進</p> <p>10 指標の活用</p> <p>~~~~~</p> <p>〈P1〉</p> <p>第1章 <u>市土の利用</u>に関する基本構想</p>	<p>第1章 <u>市土利用</u>に関する基本構想</p> <p>第2章 <u>市土利用の目的</u>に応じた区分ごとの規模<u>や</u>目標と<u>地域別</u>の概要</p> <p>第2章 第1節</p> <p>3 <u>市土利用</u>の区分</p> <p>第2章 第1節</p> <p>4 利用区分ごとの規模<u>や</u>目標</p> <p>第3節</p> <p>「8」と「10」をまとめてはどうか</p> <p>~~~~~</p> <p>第1章 <u>市土利用</u>に関する基本構想</p>	<p>第1章 <u>市土利用</u>に関する基本構想</p> <p>原案どおりとする</p> <p>原案どおりとする</p> <p>原案どおりとする</p> <p>原案どおりとする</p> <p>~~~~~</p> <p>第1章 <u>市土利用</u>に関する基本構想</p>

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>〈P1〉</p> <p>第1節 市土利用の基本方針</p> <p>1 基本理念</p> <p>(1行) <u>市土の利用は、市土が現在及び将来…</u></p> <p>(3行) 自然環境を図りつつ、地域の<u>自然的</u>、社会的、<u>経済的及び文化的条件…</u></p> <p>(4行) 市民の健康で<u>文化的な生活環境の確保と</u>当市の持つ地域性を…</p> <p>-----</p> <p><u>全文を修正すべきではないか</u></p>	<p><u>市土利用は、市土が現在及び将来…</u></p> <p>自然環境を図りつつ、地域の<u>環境</u>、社会的、<u>経済的かつ文化的条件…</u></p> <p>市民が健康で<u>創造性豊かな生活環境を確保、また、</u>当市の持つ地域性を…</p> <p>-----</p> <p><u>市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であります。</u></p> <p><u>市土の利用は、市民の生業（生活及び生産を通ずる諸活動）の基盤であります。</u></p> <p><u>このことから、市土の利用については、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、当市の特性を活かしながら、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われる必要があります。</u></p>	<p>1 基本理念</p> <p><u>市土は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、その利用は、市民の生業の基盤となるものであります。</u></p> <p><u>よって、市土利用については、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、当市の特性を活かしながら、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われる必要があります。</u></p>

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>2 市土の概要</p> <p>(1行) 下北半島の中央部に位置し、<u>東は東通村、…</u></p> <p>(3行) 863.79 ㎩を有して<u>おり</u>、これは青森県全体…</p> <p>~~~~~</p> <p>〈P2〉</p> <p>3 市土利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>(1行) 今後の<u>市土の利用を</u>計画するに当たっては、<u>市土利用をめぐる次のような基本的…</u></p> <p>(4行) <u>急激に高齢化が進展することが…</u></p> <p>(8行) <u>市街化圧力が弱まるものと…</u></p> <p>(13行) <u>経済社会諸活動</u>については、…</p> <p>(18行) 「集積」に用語解説を付ける。</p>	<p>2 市土利用の概要</p> <p>下北半島の中央部に位置し、<u>北は津軽海峡、南は陸奥湾に面し、東は東通村、…</u></p> <p>863.79 ㎩を有して<u>おります</u>。これは青森県全体…</p> <p>~~~~~</p> <p>今後の<u>市土利用を</u>計画するに当たっては、<u>次のような基本的…</u></p> <p><u>超高齢社会の到来が…</u></p> <p><u>市街地の拡大が低く抑えられるものと…</u></p> <p><u>地域社会経済の諸活動</u>については、…</p>	<p>原案どおりとする</p> <p>下北半島の中央部に位置し、<u>北は津軽海峡、南は陸奥湾、西は平館海峡と三方を海に囲まれており、東に東通村、…</u></p> <p>863.79 ㎩を有して<u>います</u>。これは青森県全体…</p> <p>~~~~~</p> <p>今後の<u>市土利用を</u>計画するに当たっては、<u>次のような基本的…</u></p> <p>原案どおりとする</p> <p><u>市街地の拡大が抑えられる</u>ものと…</p> <p>原案どおりとする</p> <p>必要なしと考える</p>

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>4 今回の計画期間内における課題</p> <p>(3行) <u>市土の利用目的</u>に応じた区分…</p> <p>(5行) <u>圧力</u>が低下しているという状況を…</p> <p>(8行) 持続可能な市土<u>管理</u>を行うことです。</p> <p>~~~~~</p> <p>〈P3〉</p> <p>(1) について</p> <p>(4行) 市街地の<u>形成等</u>を図るものとします。</p> <p>(8行) 耕作放棄地等の<u>適切な</u>利用を図ります。</p> <p>(10行) 自然の<u>様々な循環系</u>や景観に影響…</p> <p>(11行) 景観に影響を与える<u>こと</u>などから、<u>慎重な配慮のもとで、</u>計画的に…</p> <p>(2) について</p> <p>(2行) 「安全で安心」に用語解説を付ける。</p> <p>(4行) 基本とすることが<u>重要</u>です。</p>	<p>市土利用の<u>目的</u>に応じた区分…</p> <p><u>動き</u>が低下しているという状況を…</p> <p>持続可能な市土<u>利用</u>を行うことです。</p> <p>~~~~~</p> <p>市街地を<u>形成するための調整</u>を図るものとします。</p> <p>耕作放棄地等の<u>新たな</u>利用を図ります。</p> <p>自然が<u>創り出す循環により、</u>景観に影響…</p> <p>景観に影響を与える<u>ことから、</u>計画的に…</p> <p>景観に影響を与えることなどから、<u>慎重に、</u>計画的に…</p> <p>基本とすることが<u>肝要</u>です。</p>	<p>原案どおりとする</p> <p><u>動き</u>が低下しているという状況を…</p> <p>原案どおりとする</p> <p>~~~~~</p> <p>原案どおりとする</p> <p>原案どおりとする</p> <p>自然が<u>創り出す様々な循環系</u>や景観に影響…</p> <p>景観に影響を与えることなどから、<u>慎重に、</u>計画的に…</p> <p>必要なしと考える</p> <p>原案どおりとする</p>

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>(3) について</p> <p>(1行) 総合的な観点<u>で</u>市土利用の<u>基本的な考</u> <u>え方</u>についての<u>合意形成</u>を図るとともに…</p> <p>(2行) 慎重な<u>土地利用転換</u>、<u>土地の有効利用</u> <u>と維持管理</u>、<u>再利用</u>などを<u>管理する</u>視点や、<u>市</u> <u>土利用の質的向上</u>の視点等も踏まえ…</p> <p>(3行) <u>再利用</u>などを<u>管理する</u>視点や、<u>市土利</u> <u>用の質的向上</u>の視点等も踏まえ…</p> <p>~~~~~</p> <p>〈P4〉</p> <p>(7行) 適切な利用に<u>配慮</u>する<u>必要</u>があります。</p> <p>(2行～7行) 全文削除はどうか。</p> <p>~~~~~</p> <p>〈P5〉</p> <p>(6行) 自然的及び都市的<u>土地利用の調和</u>の取 <u>れた発展の推進</u>を図る<u>必要</u>があります。</p> <p>1 市街地</p> <p>(1行) 人口減少や<u>高齢化の進展</u>等により…</p> <p>(2行) <u>市街化圧力</u>が<u>低下</u>する<u>こと</u>が…</p>	<p>総合的な観点<u>から</u>市土利用の<u>合意形成</u>を図るとと もに…</p> <p>慎重な<u>土地利用の転換</u>、<u>有効利用</u>や<u>再利用</u>による<u>維</u> <u>持管理</u>、<u>市土利用の質的向上</u>対策により…</p> <p>再利用などを<u>含めた</u>視点や、<u>土地利用の質的向上</u>の 視点等も踏まえ…</p> <p>~~~~~</p> <p>適切な利用を<u>促進</u>する<u>必要</u>があります。</p> <p>~~~~~</p> <p>自然的及び都市的<u>な土地利用の調和</u>を<u>図る</u>の<u>必要</u>が あります。</p> <p>人口減少、<u>超高齢社会</u>への<u>進行</u>により…</p> <p><u>市街地</u>の<u>拡大</u>が<u>低く抑え</u>られる<u>こと</u>が…</p>	<p>総合的な観点<u>から</u>市土利用の<u>合意形成</u>を図るとともに…</p> <p>慎重な土地利用転換、土地の有効利用と維持管理、再利用 などを<u>含めた</u>視点や、土地利用の質的向上の視点等も踏ま え…</p> <p>~~~~~</p> <p>適切な利用を<u>促進</u>する<u>必要</u>があります。</p> <p>~~~~~</p> <p>自然的及び都市的<u>土地利用の調和</u>を<u>図る</u>の<u>必要</u>があります。</p> <p>原案どおりとする</p> <p><u>市街地の拡大</u>が<u>抑え</u>られる<u>こと</u>が…</p>

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
(4行) <u>経済社会諸活動</u> を取り巻く…	<u>地域社会経済の諸活動</u> を取り巻く…	原案どおりとする
(5行) できるようにすることが <u>重要</u> です。 ~~~~~	できるようにすることが <u>肝要</u> です。 ~~~~~	原案どおりとする ~~~~~
〈P7〉 <u>1 農用地</u>		
(6行) <u>市土保全や自然環境保全等の多面的な機能</u> を有していることから…	<u>削除</u>	原案どおりとする
(7行) 農用地を適正に保全・管理するとともに…	農用地を適正に保全・管理する <u>ことにより</u> …	原案どおりとする
<u>2 森林</u>		
(1行) 水資源かん養など、 <u>将来の</u> 世代が… ~~~~~	水資源かん養など、 <u>現在及び将来の</u> 世代が… ~~~~~	水資源かん養など、 <u>現在及び将来の</u> 世代が… ~~~~~
〈P8〉 <u>6 住宅地</u>		
(1行) <u>高齢化の進展、人口減少等</u> に対応するために望ましい <u>居住環境</u> と… ~~~~~	<u>人口減少、超高齢社会への進行</u> に対応するために望ましい <u>生活環境</u> と… ~~~~~	原案どおりとする ~~~~~

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>〈P11〉</p> <p>第2章 <u>市土の利用目的</u>に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要</p> <p>第1節 <u>市土の利用目的</u>に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>2 人口等の想定</p> <p>(1行) <u>市土の利用</u>に関して…</p> <p>3 市土の利用区分</p> <p>(1行) <u>市土の利用区分</u>は…</p> <p>4 利用区分ごとの規模の目標</p> <p>(1行) <u>市土の利用</u>に関する基本構想に基づく平成32年における<u>市土の利用区分</u>ごとの規模の目標は…</p> <p>~~~~~</p> <p>〈P13〉</p> <p>地域名 <u>田名部地域</u></p> <p>~~~~~</p>	<p>第2章 <u>市土利用の目的</u>に応じた区分ごとの規模や目標と地域別の概要</p> <p>第1節 <u>市土利用の目的</u>に応じた区分ごとの規模や目標</p> <p><u>市土利用</u>に関して…</p> <p>3 市土利用の区分</p> <p><u>市土利用の区分</u>は…</p> <p>4 利用区分ごとの規模や目標</p> <p><u>市土利用</u>に関する基本構想に基づく平成32年における<u>市土利用の区分</u>ごとの規模や目標は…</p> <p>~~~~~</p> <p>地域名 <u>田名部中央地域</u></p> <p>~~~~~</p>	<p>原案どおりとする</p> <p>原案どおりとする</p> <p>市土利用に関して…</p> <p>原案どおりとする</p> <p>原案どおりとする</p> <p>市土利用に関する基本構想に基づく平成32年における市土の利用区分ごとの規模の目標は…</p> <p>~~~~~</p> <p>原案どおりとする</p> <p>~~~~~</p>

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
〈P14～P18〉 ・予想される（予想されるものの） ・見込まれる（見込まれるものの） ・図る（図られるものの） ・人口減少等による（人口減少による・人口減少問題） ~~~~~	・予想される ・見込まれる ・図る ・人口減少による } 統一できないか ~~~~~	原案を再考し、直せる箇所を変更することとしたい ~~~~~
〈P15〉 大湊地域 （10行） <u>市土</u> の保全・安全性の確保など… ~~~~~	市土利用の保全・安全性の確保など… ~~~~~	原案どおりとする ~~~~~
〈P16〉 川内地域 （14行）他地域と同様に、 <u>高齢化の進展</u> 、人口減少問題等による… ~~~~~	他地域と同様に、 <u>超高齢社会への進行</u> 、人口減少問題等による… ~~~~~	原案どおりとする ~~~~~
〈P17〉 大畑地域 （11行） <u>高齢化の進展</u> 、人口の減少等により… ~~~~~	<u>超高齢社会の進行</u> 、人口の減少等により… ~~~~~	原案どおりとする ~~~~~

委員からの提出意見		事務局案
原 案	修 正 案	
<p>〈P20〉</p> <p><u>5 環境の保全と美しい市土の形成</u></p> <p>(3行) <u>新エネルギーを導入するなど、…</u></p> <p>~~~~~</p> <p>〈P25〉</p> <p><u>8 多様な主体による市土管理の推進</u></p> <p>(1行) <u>土地所有者以外の者が～</u></p> <p><u>(5行) このため、…</u></p>	<p><u>新エネルギー制度を導入するなど、…</u></p> <p>~~~~~</p> <p><u>削除し、「項目8」と「項目10」をまとめて記載し</u> <u>たらどうか。</u></p>	<p><u>再生可能エネルギーを導入するなど、…</u></p> <p>~~~~~</p> <p>原案どおりとする</p>

全体構成に対する（修正）意見等

委員からのご意見	事務局回答
<p>◎関係資料編の「利用区分別面積の推移」へ第3次計画と比較した年次別計画の推移表を掲載できないか。</p>	<p>第3次計画は、平成13年度に旧むつ市で策定されたものであり、第4次計画との比較対象は難しいものとする（対象地域があまりにも違うため）。しかし、基準年、中間年、目標年での数値について棒グラフを下段に記載し、イメージしやすいものを入れることとしたい。</p>
<p>◎国土利用計画に係る体系図を掲載したらどうか</p>	<p>別紙、「国土利用計画と他計画との関係図」を掲載することとしたい。</p>
<p>◎製本時、裏表紙にむつ市の「花・木・鳥」の挿絵を入れたらどうか。</p>	<p>製本時に挿入することとしたい</p>
<p>◎今回の総合開発審議会は、審議期間も長く、諮問と答申も2回ずつとなるため、会長と事務局は、会議録の作成や編集に関し、事前に協議して進めてほしい。</p>	<p>会長は、第1回の審議会の中で委員の互選により選出されましたので、今後、本会の代表であり、審議会の議長でもある星会長と連携を図りながら、会議録の作成、次回会議の調整を行っていきたい。</p>

委員からの提出意見	事務局回答
<p>◎審議会の会議に「答申」を行うことはできないか。</p>	<p>審議会の最終会議において「答申書」の文案についてご協議いただくこととなり、この協議内容を反映させて最終的な「答申書」が作成される。修正等の文案調製が間に合わないため、答申はこれまでどおり会長及び会長職務代理者で行う予定である。</p>
<p>◎条例第6条に、会議の運営として、「全体会議及び分科会を設定」し、専門的な調査・審議する専門部会を設けてはどうか。</p>	<p>本会は、市議会議員、各種行政委員会の委員、公共的団体の代表者、学識経験者、公募市民など多様な委員から組織されており、現状の条例でも、「部会の設置」は可能であるが、今回の審議は、「第4次むつ市国土利用計画（案）」の全体について、委員全員にご審議いただきたいと考えたものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>◎総合開発審議会の委員は、答申後に解任されるが、その後の内容確認や事業の進行チェックとしての「推進協議会」等を設置するという考えはあるか。</p>	<p>今回ご審議いただいている「むつ市国土利用計画」は、他の法律に基づく計画作成の際、指針となるべき趣旨の計画であるため、他の計画と違い、進行チェック・進行管理できる計画ではないと考える。</p>

委員からの提出意見	事務局回答
<p>◎本計画の構成は、全体的に具体性に乏しく、いかにも「お役所」的なものとなっているため、完成後、住民や関係者の指針とはならないのではないか。</p>	<p>国土利用計画は、市土利用についての総合計画であり、この計画で示される方向性に沿って、他の個別計画（都市計画マスタープラン・農振計画など）により具体的な事業や規制がなされるものである。よって、当計画に具体的な内容を示すことが、他の計画の妨げとならないような配慮が必要と考える。</p>
<p>◎東通原子力発電所で事故が起きた際、下北半島縦貫道路の早期完成が重要となる。また、田名部地区の山側にオフサイトセンターが必要ではないか。</p>	<p>当該計画は、「市土利用」の方向性を示すものであり、具体の施設（オフサイトセンター等）の建設場所については、個別の計画で決定されるものである。</p> <p>よって、当該計画によりその建設場所を指定する必要はないと考えるが、災害時の避難道路については、第3章「7 土地の有効利用の推進」のうち「道路」(P24)に追加記述することとしたい。</p>
<p>◎原子力施設が立地している半島として、また、防衛の前線基地としてのむつ市の特色を計画に反映できないか。</p>	<p>第2章「地域別の概要」で市を5地域に分け、各地域の特色を計画書本文に記載しているものとする。当計画に具体的な内容を示すことが他の計画の妨げとならないような対応が必要と考えるため、計画（案）の24ページ、第3章「7 土地の有効利用の促進」の利用区分ごとに記述に、市で行う事業の概要を追加することで、「むつ市らしさ」の表現を盛り込むこととしたい。</p>

委員からの提出意見	事務局回答
<p>◎市街地の拡大を「治山治水」の観点から規制づけ、より集約化された市街地と農産地集落との線としての結びつきを強調することはできないか。</p>	<p>「治山治水」という言葉を直接的に使用していないが、当計画には、『市街地の拡大を抑える』、『集約型都市構造を視野に入れ市街地環境をゆとりあるものとする』、『森林の持つ多面的機能（治山と同様と考える）を、将来世代が享受できるよう森林を整備・保全する』こと等の記述があり、その他にも、環境に配慮した土地利用に重点を置いた表現としている。</p>